

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ヤマトホールディングス株式会社	コード	9064
提出日	2022/5/31	異動（予定）日	2022/6/23
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	得能 摩利子	社外取締役	○													○		有
2	小林 洋一	社外取締役	○													○		有
3	菅田 史朗	社外取締役	○													○		有
4	久我 宣之	社外取締役	○													○		有
5	チャールズ・イン	社外取締役	○										△				新任	有
6	山下 隆	社外監査役	○													○		有
7	松田 隆次	社外監査役	○													○		有
8	下山 善秀	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。</p> <p>得能摩利子氏は、経営者としてマーケティング・営業、グローバルの分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該知見を活かして特に業務執行および事業戦略、人事戦略について経営者の視点に加え顧客や社員の視点から当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>
2		<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。</p> <p>小林洋一氏は、経営者としてマーケティング・営業、グローバルの分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該知見を活かして特に業務執行および事業戦略、投資戦略について経営者の視点から当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>
3		<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。</p> <p>菅田史朗氏は、経営者としてマーケティング・営業、IT・デジタル・テクノロジー、グローバルの分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該知見を活かして特に業務執行および事業戦略、生産性向上やコスト構造改革について経営者の視点から当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>
4		<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。</p> <p>久我宣之氏は、経営者として人事・労務、財務・会計、グローバルの分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該知見を活かして特に業務執行および財務戦略、コーポレートガバナンスについて経営者の視点から当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>

5	<p>チャールズ・イン氏がエグゼクティブチェアマンを務めるワールドワイド・シティグループ（香港）と当社は、2014年10月1日から2019年9月30日までの期間において、グローバル事業戦略についてアドバイスをいただくため、アドバイザー契約を締結しておりましたが、その報酬は年額5万米ドルであり、独立性に関して懸念はないものと判断しております。</p>	<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。</p> <p>チャールズ・イン氏は、経営者としてマーケティング・営業、IT・デジタル・テクノロジー、グローバルの分野を中心に豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該知見を活かして特に業務執行およびグローバル事業戦略について経営者の視点から当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>
6		<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外監査役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。</p> <p>山下隆氏は、公認会計士としての財務および会計に関する専門知識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。</p> <p>〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>
7		<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外監査役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。</p> <p>松田隆次氏は、弁護士としての高度な専門知識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。</p> <p>〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>
8		<p>当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外監査役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。</p> <p>下山善秀氏は、他社における取締役および社外監査役の経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。</p> <p>〈独立役員の指定理由〉 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。</p>

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。